⑵　移動制限区域内で採取された精液等（第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定された日から遡って21日目の日（当該野生いのししの発見から判定までに21日以上を要した場合にあっては、当該野生いのししの発見日）より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

⑶～⑸　（略）

８　移動制限の対象外

７の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、第23の１の⑵の検査により、異状がないことが確認されている豚等について、特定の場所へ移動させることができる。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

⑴・⑵　（略）

⑶　他農場へ精液等を移動する場合

精液等は、区分管理で保管され、区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まない措置が講じられていること。

また、作業で使用する道具や機材については、確実に消毒又は滅菌されたものを使用していること。

①　精液

原則として、移動予定日から遡って３日以内に、採精後、当該豚について異状の有無を確認の上、血液の遺伝子検出検査を実施し陰性が確認されていること。また、検査の結果が出るまでは、供給しないこと。

なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている精液と区分して管理すること。ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液について遺伝子検出検査を実施し、陰性が確認されていること。

②　受精卵

原則として、移動予定日から遡って３日以内に、採卵後、当該豚について異状の有無を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性が確認されていること。なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている受精卵と区分して管理すること。

⑷　（略）

第21・第22　（略）

第23　ウイルスの浸潤状況の確認等

１・２　（略）

３　飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の２）

⑴　（略）

⑵　都道府県は、⑴の結果、豚等の所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該豚等の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

①　（略）

②　衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体拡散防止措置の方法に関する事項

⑶　（略）

第24・第25　（略）

⑵　移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定された日から遡って21日目の日（当該野生いのししの発見から判定までに21日以上を要した場合にあっては、当該野生いのししの発見日）より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

⑶～⑸　（略）

８　移動制限の対象外

７の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、第23の１の⑵の検査により、異状がないことが確認されている豚等について、特定の場所へ移動させることができる。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

⑴・⑵　（略）

⑶　他農場へ精液及び受精卵等を移動する場合

精液及び受精卵等は、区分管理で保管され、区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まない措置が講じられていること。

また、作業で使用する道具や機材については、確実に消毒又は滅菌されたものを使用していること。

①　精液

原則として、採精後、当該豚について異状の有無を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性を確認すること。また、検査の結果が出るまでは、供給しないこと。

なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている精液と区分して管理すること。ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液について遺伝子検出検査を実施し、陰性を確認すること。

②　受精卵

原則として、採卵後、当該豚について異状の有無を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性を確認すること。なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている受精卵と区分して管理すること。

⑷　（略）

第21・第22　（略）

第23　ウイルスの浸潤状況の確認等

１・２　（略）

３　飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の２）

⑴　（略）

⑵　都道府県は、⑴の結果、豚等の所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該豚等の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

①　（略）

②　衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項

⑶　（略）

第24・第25　（略）